

どんな障害があろうと、誰もがそのひとらしく、
その人が望む生活ができる街・伊丹を目指すために！

～ 地域生活支援のあり方を、当事者・行政・事業者・市民で考えるフォーラム ～
障害者基本法、総合福祉法そして伊丹市第三期障害福祉計画の行方は???

前回のミニフォーラムと、
第二期から第三期計画に向けての課題
～この間にあったこと等から、今、今後、将来を展望する～

1. 昨年のミニフォーラムで確認できた（思った）こと
2. 第二期障害福祉計画期間で
3. これから、この先について考えたいこと

2011年9月11日 スワンホール

有限会社しづめーど
李 国本 修慈

昨年のミニフォーラムで感じたこと

2010年11月28日

玉木さんからは、根本的な考え方記された（と思う）

40数年間の入所施設から自立生活を始めたAさんは

どうして伊丹で暮らさなかったのか?とか

伊丹市で暮らすと暮らしている重複障害者といわれるAさんは…

知的障害といわれる方々の地域生活支援は？

重症心身障害、超重症児等といわれる方々は…

**この間（第2期障害福祉計画）にあったことなど
掲げた目標数値を見てみると 平成23年度末までに**

相談支援者数、委託・指定ともに6ヶ所とされていたが・・・

目標年度の全入所者数は90人（平成17年10月1日では129人）

地域生活移行者見込み数（施設入所からCH・GH等に移行した人の数）が40人

重度身体障害者または重症心身障害者の地域移行目標値は3人
市営住宅等におけるGH設置数は3ヶ所

精神障害者の地域生活への以降に関する目標値は14人

一般就労移行者数は34名

就労継続支援（B型）事業所における平均工賃の目標水準は
39,160円

**この間（第2期障害福祉計画）にあったことなど
掲げた目標数値を見てみると 平成23年度末までに**

居宅介護は 181人 3,553時間/月

重度訪問介護は 24人 3,197時間/月

行動援護 29人 379時間/月

重度障害者等包括支援 0

児童 居宅介護 36人 521時間/月

行動援護 30人 346時間/月

GH・CH 21ヶ所 92人

サービス利用計画作成 30人

移動支援事業 障害者 175人 33,916時間/年

児童 116人 15,462時間/年

大切にしたかったこと

「第2次伊丹市障害者計画」における4つの基本理念

「ノーマライゼーション」の理念をもつ市民がはぐくむ共生社会の実現
「リハビリテーション」の推進による完全参加型共生社会の実現
「インテグレーション」の推進による完全参加型強制社会の実現
「主体性・自律性」を促進することによる共生社会の実現

障害福祉計画の基本理念

しうがいのある人の自己決定と自己選択の尊重

身体障害・知的障害・精神障害と障害種別に分かれていた三障害の一元化
地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の基盤整備
目標達成に向けて、地域皆で障害者を支えるネットワークづくり

重点的に取り組む施策は

第2期計画から

中でも取り上げたい一文として・・・

<重度のしうがいのある人の豊かな地域生活を>

障害者自立支援法により障害者デイサービスは「生活介護」に再編されましたが、「生活介護」を担う事業者も、重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している重症心身障害者のケアを担うことは難しい選択となります。とりわけ、吸引・鼻腔栄養管理・呼吸管理・てんかん発作といった片時も目を離せない医療的ケアの必要な人は、排泄・入浴・着替えなどの常時介護も必要とします。

このような人々の受け皿にとなっている市立障害者デイサービスセンターが、利用者の増加で手狭になったため、市は平成20年度に同センターの増改築工事を実施し、利用定員を増やしました。

また、市外の施設に入所中の重度身体障害者等のうち、市内での暮らしを希望し、かつ市内の在宅等での暮らし可能な人に対しては、地域移行を促しますが、その際に必要であると想定される訪問系サービス（重度訪問介護）のサービス見込量を上乗せ加算しました。

今後も「障害者地域自立支援協議会の個別支援会議」等で当事者・家族を含めて協議し個々のケースに応じた必要なサービスが受けられるよう、検討を進めるとともに、レスパイトケアに努め介護者への負担の軽減を図り、地域での生活を支援します。

これから、この先について考えたいこと 特に重症心身障害児・者といわれる方を基に

最も障害が重い、
置き去りにされてきたといえそうな

この8年ほど（私が伊丹に拠点を持って以来）で、伊丹市も大きく変化していったといえるのかと思います。そこには市の障害福祉行政等の力が大きかったといえると思います。

しかし、この3年間（第2期障害福祉計画の期間/未だ終わってはいません）においても、それ（計画と実践/実際）は、とても重い（大きな）障害があるとされる（いわれる）方々の「暮らし・生活」に決して追いついていると言えるものではありません。

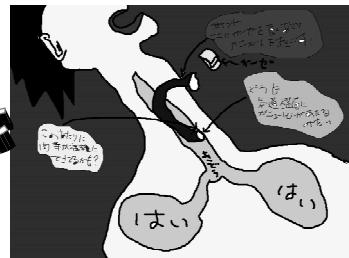
そのことをしつかり省みた中から、新たな道筋（障害福祉計画/のみならずの）を作っていくことが肝要かと考えています。

様態の変化に

変わらぬ闇わりを

彼女も壮絶な…

みんなほんとに
凄いです



彼も楽しく、決して良い暮らしではないけれど

道が伸びる
毎日こんなして朝では無いです



アホですが、
ほんとに問題・課題は
山積です。。。

だけどもね、と。。。

超重症児などといわれる彼らに

しっかり
追いついでいるのか



いよいよそぞろい
いよいよしゃべり



こうのいけスペース
写真:李国本修慈

2010年のクリスマス会

超重症児などと
いわれる彼等たちの
普通って・・・

息すること、生きる
ことの意味だとか、
彼等の「力」、
「はたらき」だとか

サンタのおばちゃんは言いました・・・
彼等の力にぜんぜん追いついてない
福祉・医療・地域・社会

2010年のクリスマス会

彼女・彼等の「力」「はたらき」を

なんちゅいますか、の医療ニーズの高い方たち・・・

2010年のクリスマス会

彼女・彼等こそを

しっかりと・・・

彼女・彼等こそが・・・

・・・と言うよりも

置き去りだとか

ほっとかれる存在ではなくっての

間違いなく在る彼女・彼等の存在価値

20110825 夏っ!!

しかしビールは呑めない、
。。。。あたりまえ。。。

今年度の伊丹市は・・・

(少しリアルに)始まった自立支援協議会の中の
身体障がい者地域生活支援検討会
その目的は...

住み慣れた伊丹市で生活を継続するためには...

「伊丹に住み続けたい」
という願いがかなうことを目指す

メンバーは行政職員、社協職員、ご本人さんの親、教員、事業者スタッフなど

などなどリアルな議論ができた?

未だ継続中

検討会からの提言は・・・
案ですが(8/24現在)

重複障害者(重複自閉症者)が地元で生活を継続するための
支援のガイドラインの策定(項目追加)をする

自らが希望を持って生活できるように
財源の確保・予測もできるようなモデルを示す

伊丹市の姿勢が明確となり、
適切な相談支援が実施できる環境が整う

私たちはこれから・・・

伊丹市全体として大切にしていきたいこと

基本は障害者権利条約

第5条 合理的配慮

そして、第19条 「平等の権利」

特定の生活様式を強いられない

そして、基本合意文書

「社会の対等な一員として

安心して暮らすことができるできる限りとする」

このことは、総合福祉法の骨格提言の基礎となる指針

私たちはこれから・・・

ひとつの指針としての障害者総合福祉法の骨格提言の中身

平等と公平 谷間や空白の解消

格差の是正 放置できない社会問題の解決

本人のニーズにあつむ支援サービス 空室に泊まる宿の登録

安定した予算の確保

このまんま、
やさかば良い！

伊丹市の第三期計画の方針

総合福祉法骨格提言すらが
骨抜きにあいそうですが。。。。

**さらにしつこくみてみると
障害者総合福祉法の骨格に関する
総合福祉部会の提言
「はじめに」から抜粋**

私たちのこうした思いが、国民や世論の理解と共感を得て、それが政治を突き動かし、障害者一人ひとりが自身の存在の価値を実感し、様々な人と共に支えあいながら生きていくことの喜びを分かち合える社会への一歩になることを信じて、ここに骨格提言をまとめました。

今、新法への一歩を歩み出すことが必要です。

まさに、我がまちでも

**さらにしつこくみてみると
障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言「はじめに」から抜粋**

・・・それは、とりもなおさず、「弱くもろい社会」から、一人ひとりの存在が心より大切にされ、誰もが排除されることなく社会に包摂される、本当に豊かな社会づくりに寄与するものであると確信しています。

今、日本中が協力して災害からの新生・復興をすすめ、すべての人が尊重され、安心して暮らせる社会を作ろうとしています。本骨格提言がめざす共生社会は、この新生・復興の日本社会の不可欠の一部となると信じています。障害者がその人らしく働いたり、社会活動しながら、暮らせる社会はすべての人が暮らしやすい社会でもあります。

まさに、我がまちでも

我がまちにも誇るべきものがある

すべて国民は、日本国憲法において、基本的人権に基づく自由と平等が保障されている。にもかかわらず、いまなお、差別を受けて市民的権利が不完全にしか保障されていない事実のあることは、断じて許されないことである。まさに部落差別の解消は、行政の責務であり、同時に国民の課題である。

同和問題の解決を行政の最重点施策とする本市においては、市民もまたみずから課題であるという認識を深め、部落差別を解消するため、市民ぐるみの実践に努めなければならない。

本市は、ここに全市民の願いをこめて、部落差別をはじめとするいっさいの差別に終止符を打ち、明るく住みよいまちづくりを推進するため、“差別を許さない都市”とすることを宣言する。

昭和50年11月1日 伊丹市

次のセッションに向けて

2011.8.27
重症心身障害児者ういわれる方々と共に生きる会
横浜大会 大会宣言のからの抜粋

一人ひとり（重症心身障害児・者といわれる方々）は、何もできない人、保護のもとにある人などでは到底あろうはずがありません。日々自己実現を目指し自分として自分らしく自分の人生を生きていこうとし続けている存在です。一人ひとりが地域社会の関わりの中で一人の市民として生きていこうとすることから、地域社会の中で新たな創造的営みを展開してきたこと。一人ひとりが地域社会の中に新たな価値観を生み出し本当に一人ひとりが大切にされる地域連帯のもとでの豊かさを湧きおこしていることを私たちは身を持って実感し続けてきました。

一人ひとりの存在価値のままに、地域生活展開と制度改革をおし進めていきましょう。

私たちの前で自身の暮らしを築き、一人ひとりの価値的物語を展開し、その人らしさを謳歌する一人ひとりのその立ち上がりしていく主体は、厳然として暮らしを拓き続けてきましたし、これからもそうあり続けます。

間違いなくあるご本人さん（重症心身障害児・者といわれる一人ひとり）の存在価値と共に、私たち支援者というよりも共存者として共に立ち上がり、この機会にみんなで確認し繋がりあっていきましょう。

一人ひとりの存在こそが、地域・社会そしてこの国の希望です。